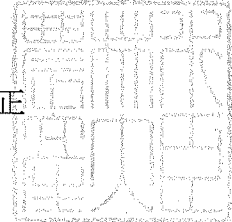


24消安第4889号  
平成25年1月30日

食品安全委員会  
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

(1) イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ $\alpha$ 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン（“京都微研”, マリナ-4）

(2) エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤（ゴッシュ）

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査をすること。

マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン（MS生ワクチン(NB I)）

